

# あおもり水道だより



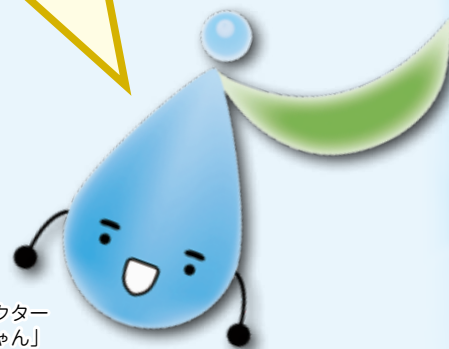
## トピックス

- P1 令和2年度青森市水道事業会計決算の概要
- P2 令和2年度主要な事業の成果
- P3 水道水の水質検査について
- P4 水抜き栓の操作方法のご確認について  
貯水槽水道の管理について
- P5 見積り水量での水道料金の徴収について  
道路漏水について
- P6 水道水源の保護・保全を図るための活動を行っています  
堤川浄水場見学中止のお知らせ
- P7 引越し（転入・転出）の手続きを忘れずに!!  
お問い合わせ先一覧

## ～水道管の耐震化工事～

水道は市民の皆様の生活を支える大切なライフラインです。

水道部では、地震等の災害に備え、水道管を耐震性のあるものに更新・布設する耐震化工事を計画的に進めています。



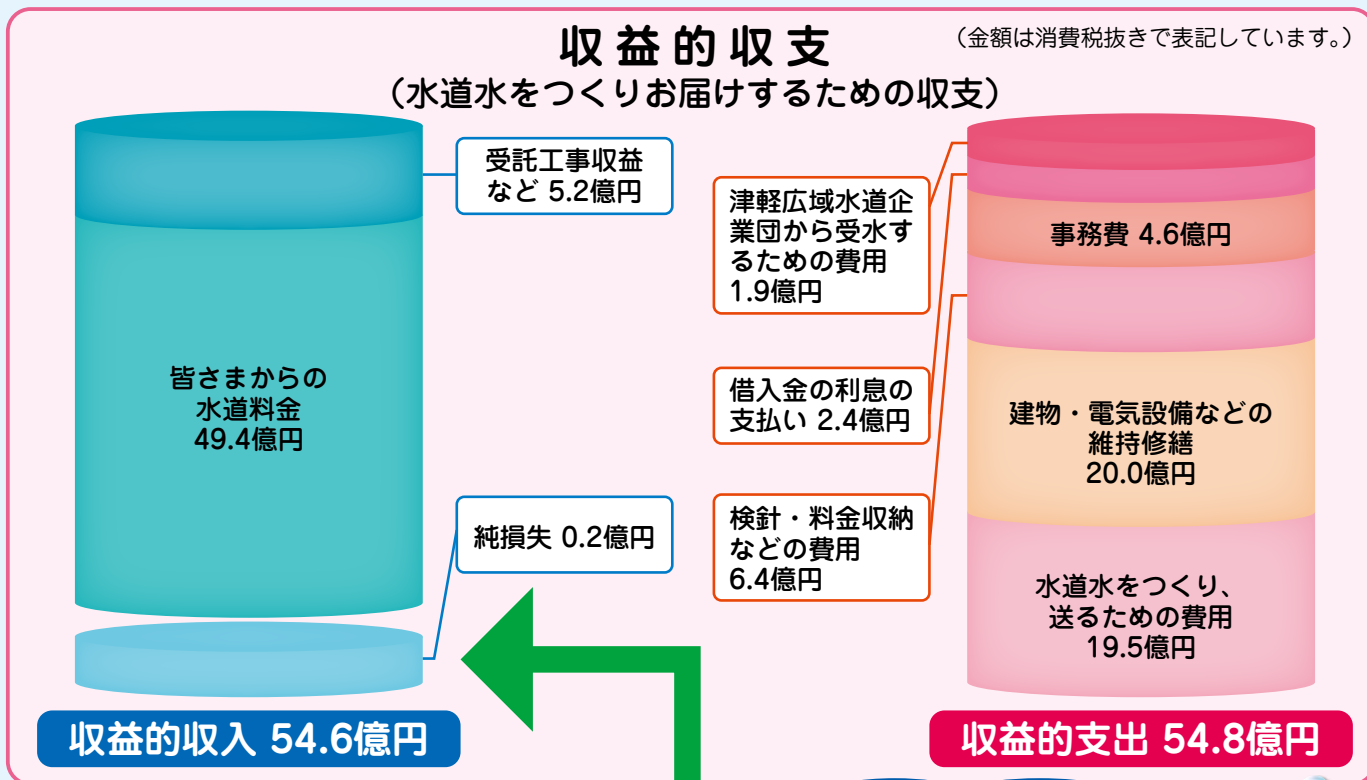
青森市水道キャラクター  
「しずくちゃん」

# ◆ 令和2年度青森市水道事業会計決算の概要 ◆

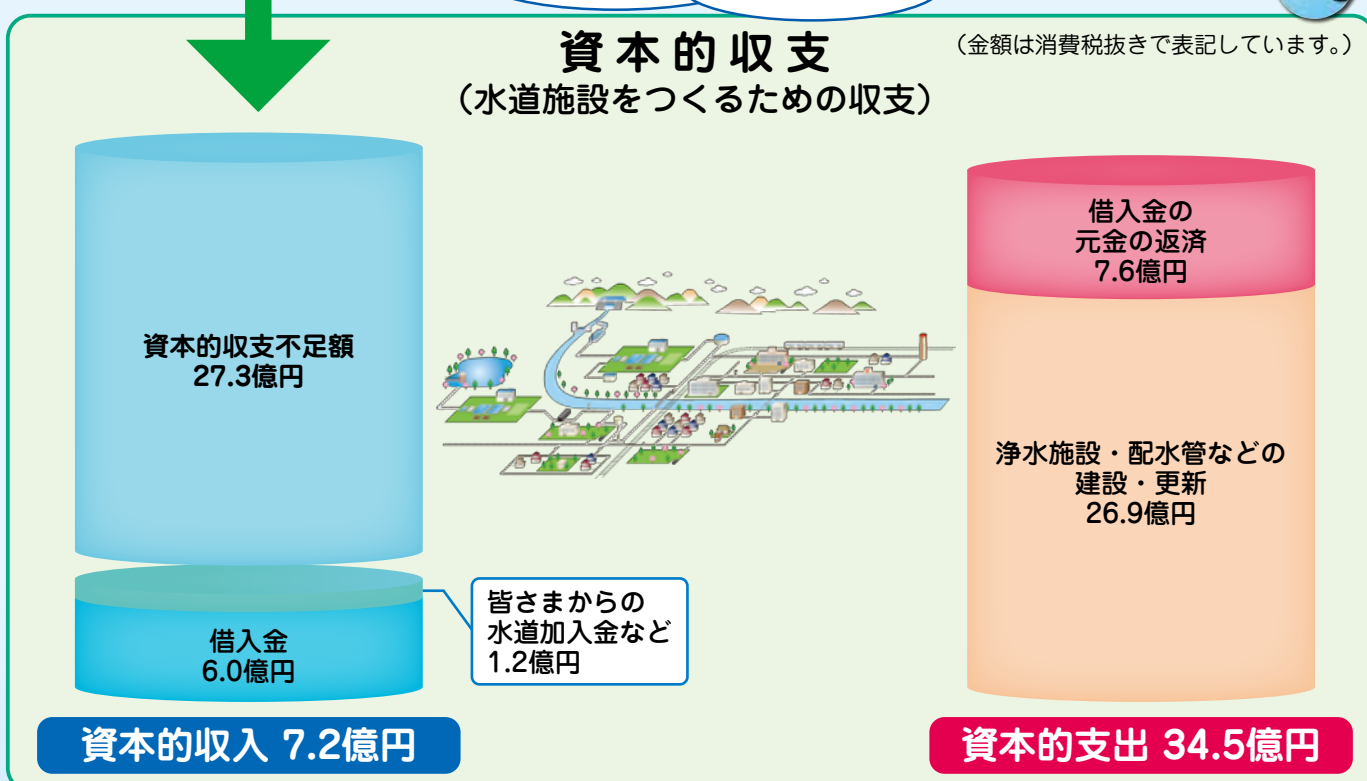
水道部では「地方公営企業法」に基づき、市民の皆さまからの水道料金や国からの借入金などを主な財源として、独立採算を基本に事業運営しています。

令和2年度の決算が市議会で認定されましたので、その概要をお知らせします。

水道事業会計は、**収益的収支**（水道水をつくりお届けするための収支）と**資本的収支**（水道施設をつくるための収支）に分けて経理することになっています。



純損失や不足額は、これまでに積み立てたお金や自己資金によって補てんしています。



## ◆ 令和2年度主要な事業の成果 ◆

| 目指すべき方向   | 主な事業                | 成果など   |
|---|---------------------|--|
| 安定した給水の確保<br>    | 漏水対策事業              | 配水管及び毎戸の漏水調査を実施し、漏水の早期発見に努めました。  |
|   | 老朽塩化ビニル給水管改修事業      | 老朽化している塩化ビニル給水管の一部を漏水しにくいポリエチレン管に改修し、漏水対策を講じました。<br>(石江地区、三内地区)  |
|   | 横内浄水場北系沈殿池等更新事業     | 老朽化した浄水施設のうち、木の葉や砂などを取り除くための沈殿池を更新しました。(令和2年度は、機械・電気設備を更新)   |
| 良質でおいしい水の供給<br> | 配水管整備事業             | 水質劣化や漏水を防止するため、老朽管の布設替えを行いました。(整備延長 14,845m)   |
|   | 横内浄水場水質試験棟更新事業      | 老朽化及び狭隘化が著しい横内浄水場水質試験室を更新するため、2か年で行った水質管理センターの建設工事が完了しました。   |
|   | 横内浄水場紫外線・塩素処理棟建設事業  | 浄水処理強化のための紫外線処理施設の設置及び老朽化した塩素処理設備の更新に着手しました。   |
| 災害に強い水道の構築<br> | 基幹耐震管路整備事業          | 水道管の破損による断水・漏水を防止するため、基幹となる管路の耐震化を図りました。(整備延長 608m)  |
|   | 堤川浄水場発電機及び受変電設備更新事業 | 災害時に備え、堤川浄水場の老朽化した発電機及び受変電設備の更新工事が完了しました。  |
|   | 災害対策用資機材備蓄事業        | 災害対策用資機材の効果的な備蓄を図りました。<br>(給水タンク2基、給水スタンド5台など)   |
| 経営基盤の強化<br>    | 広報活動事業              | 市民の皆さまに、水道部の施策や事業を積極的に情報提供しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「あおもり水道だより」発行(2回)</li> <li>・PR用ペットボトル水「プナの雫」製造(10,080本)</li> <li>・市役所本庁舎サードプレイス企画展示(6/1~6/30)</li> </ul> |
|   | 広域連携の推進             | 東青5市町村による災害訓練を共同開催しました。<br>(令和2年度は平内町で開催)  |
| 環境への配慮<br>  | 資源リサイクルの推進          | 浄水場で排出する浄水処理発生土を肥料などとして有効利用しました。   |

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活・地域経済への影響を迅速・的確に軽減するため、令和2年5月及び令和3年4月に一般家庭と民間事業者を対象とした水道料金1か月分を全額免除しました。

# ◆ 水道水の水質検査について ◆

## 令和2年度水質検査結果について

検査結果は、水質基準項目（51項目）すべての基準に適合し、多くの項目で基準値の10分の1以下を達成しました。過去と比較しても変動が少なく、良好な水質と高い安全性を安定的に確保しています。下の表は検査結果の一部を抜粋したのですが、市内の代表的な給水栓末端（蛇口水）の定期検査結果は、毎月ホームページに掲載していますのでご覧ください。

| 分類    | 項目     | 水質基準等            | 横内浄水場    | 堤川浄水場    | 原別配水所    | 天田内配水所   | 花岡配水場    |
|-------|--------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 病原生物  | 一般細菌   | 100個/1ml以下       | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
|       | 大腸菌    | 検出されないこと         | 不検出      | 不検出      | 不検出      | 不検出      | 不検出      |
| 金属    | カドミウム  | 0.003mg/l以下      | 0.0003未満 | 0.0003未満 | 0.0003未満 | 0.0003未満 | 0.0003未満 |
|       | 鉛      | 0.01mg/l以下       | 0.001未満  | 0.001未満  | 0.001未満  | 0.001未満  | 0.001未満  |
|       | マンガン   | 0.05mg/l以下       | 0.001未満  | 0.001未満  | 0.001未満  | 0.001未満  | 0.001未満  |
|       | 鉄      | 0.3mg/l以下        | 0.005未満  | 0.012    | 0.009    | 0.005未満  | 0.005未満  |
| 無機物   | シアン類   | 0.01mg/l以下       | 0.001未満  | 0.001未満  | 0.001未満  | 0.001未満  | 0.001未満  |
|       | 硝酸類    | 10mg/l以下         | 0.12     | 0.11     | 0.97     | 0.14     | 0.18     |
|       | 塩化物イオン | 200mg/l以下        | 15.3     | 30.5     | 19.9     | 17.1     | 13.1     |
|       | 硬度     | 300mg/l以下        | 41.5     | 104      | 50.9     | 55.1     | 18.0     |
| 有機物   | 有機炭素濃度 | 3mg/l以下          | 0.3      | 0.2      | 0.1      | 0.1未満    | 0.5      |
| 基礎的性状 | pH値    | 5.8以上8.6以下       | 7.30     | 7.28     | 7.27     | 8.04     | 7.05     |
|       | 味・臭気   | 異常でないこと          | 異常でない    | 異常でない    | 異常でない    | 異常でない    | 異常でない    |
|       | 色度     | 5度以下             | 0.5未満    | 0.5未満    | 0.5未満    | 0.5未満    | 0.5未満    |
|       | 濁度     | 2度以下             | 0.1未満    | 0.1未満    | 0.1未満    | 0.1未満    | 0.1未満    |
| 消毒効果  | 残留塩素   | 0.1以上<br>1mg/l以下 | 0.6      | 0.5      | 0.5      | 0.5      | 0.5      |

※各浄配水所の場所については水道部ホームページでご確認いただけます。  
 ※「〇〇未満」とは、測定機器で検出可能な最小値よりも小さいことを表しています。

水道部では、安全・安心な水道水を安定的に供給するため、毎年度「水質検査計画」を策定しています。令和4年度の水質検査計画は、3月頃までに営業課、浪岡庁舎上下水道課及び横内浄水課閲覧場所に設置するとともに、ホームページでも公表します。

## シリーズ「水質基準って何？」

みなさんは運動で汗を流した後に、コップ一杯の冷たい水を飲み「おいしい！」と感じた経験はありませんか。水の味は、水に含まれる成分やそのバランスにより変化し、おいしさの感じ方は、飲む方の感覚や好みによるため個人差があります。今回は、「水の味」と「水道水をさらにおいしく飲む方法」についてお知らせします。

| 項目            | 横内浄水場配水池<br>(令和元年度) | おいしい水の要件   |
|---------------|---------------------|------------|
| 硬度            | 13.9mg/L            | 10~100mg/L |
| 蒸発残留物         | 59mg/L              | 30~200mg/L |
| 遊離炭酸          | 1.8mg/L             | 3~30mg/L   |
| 過マンガン酸カリウム消費量 | 1.5mg/L             | 3mg/L以下    |
| 臭気強度          | 1度未満                | 3度以下       |
| 残留塩素          | 0.5mg/L             | 0.4mg/L以下  |
| 水温            | 最高16.9℃             | 最高20℃以下    |

※冷やすことで雑味やカルキ臭が感じにくくなり、おいしく感じられます。  
 ※煮沸やレモン汁を入れることで残留塩素（カルキ臭の原因）が除かれます。保存はせずに早目にお飲みください。



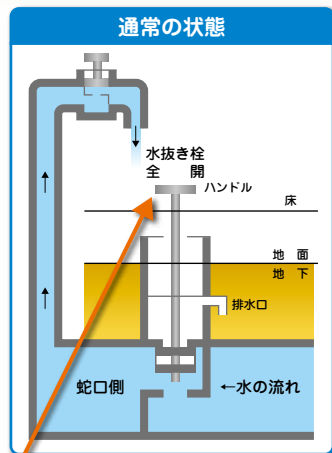
### 水道水をさらにおいしく飲むには？

- ☆氷を入れて冷やして飲む
- ☆5分くらい沸かして冷やして飲む
- ☆レモン汁で風味をつけて飲む（数滴）

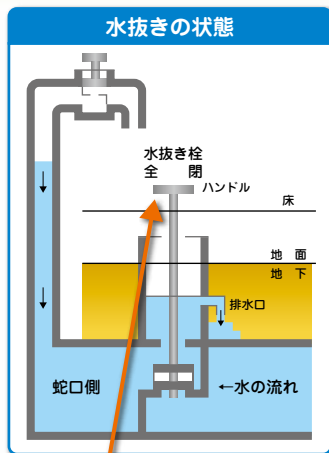
## ◆ 水抜き栓の操作方法のご確認について ◆

水抜き栓が半開き状態だと、凍結したり、漏水した状態になることがありますのでご確認をお願いします。

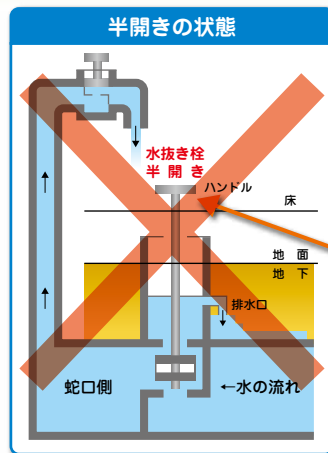
※水抜き栓を操作(開け閉め)する際は、水抜き栓が回らなくなるまで、きっちり回してください。



通常時は、水抜き栓のハンドルを、左(反時計回り)に止まるまで回して使用します。



水抜きする場合は、水抜き栓のハンドルを右(時計回り)に止まるまで回します。蛇口を開くと水道管に空気が入り、水が抜けます。



水抜き栓が半開きの状態では、蛇口を通常通り使用できませんが、地下に水が流れたままで漏水した状態になります。  
水を多く使用した覚えがないのに、水道料金等が高額となる場合があります。

## 水道管の凍結にご用心

**気温マイナス4度以下は水道管凍結・破裂警報**



### 水道管凍結・破裂修理件数

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|--------|-------|-------|
| 件数 | 125    | 12    | 510   |

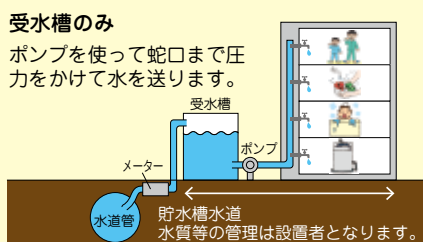
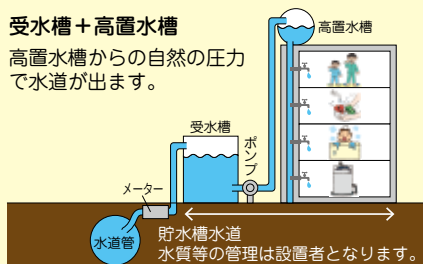
施設課給水装置チーム ☎ (017)774-1234

昨年の冬は非常に冷え込みが強く、水道凍結修繕の受付件数は、過去3年間で最も多く約500件でした。しかし多くは就寝前やお出掛け前の水抜きなど、ちょっとした心掛けで防ぐことができます。

気温がマイナス4度以下になると、水道管が凍結や破裂したりすることがあります。特に真冬が続くそうなときは、こまめに水抜きを行いましょう。

## ◆ 貯水槽水道の管理について ◆

貯水槽水道は、設置者が適正に管理することとなっています。ポイントは以下のとおりです。



※水道部では、貯水槽水道の管理状況を把握するため、毎年12月から2月にかけて、設置者の皆さまへの調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

### ①貯水槽の清掃

1年に1回以上、専門の清掃登録業者による清掃を行ってください。

### ②水質管理

毎日、水の色・味・臭いに注意し、年に1回は水質検査(臭気・味・色・色度・濁度・残留塩素)を受けてください。

### ③貯水槽の点検と改善

月1回程度、水の汚染がないか水槽の点検を行い、不備があれば改善してください。

### ④給水の停止

水が人の健康を害するおそれがあると判明したときは、直ちに給水を停止し、利用者へ周知するとともに、施設課または青森市保健所に連絡してください。

### ⑤施錠など

関係者以外立ち入りできないよう、マンホールや水槽室・ポンプ室に施錠し、週1回程度見回りをし、安全性を確保してください。

施設課給水装置チーム ☎ (017)774-1234 ・ 青森市保健所生活衛生課 ☎ (017)765-5288

## ◆ 見積り水量での水道料金の徴収について ◆

冬期間、積雪のため水道メーターのボックスがふさがりなどして検針ができない場合は、前月までの平均的な使用水量などをもとにした見積り水量での水道料金を徴収します。

この場合、雪解け後など、検針ができた際に、見積り水量と実際の使用水量との間に生じた過不足分の水道料金を精算します。

### 【水道料金の精算方法（算定の例）】

積雪のため1月分と2月分の検針ができなかった場合、直近3か月分（10月分～12月分）の平均使用水量をもとに算定した水道料金を徴収します。3月分の検針ができた場合、その検針までの使用水量を、各月とも均等に使用したものとみなして再計算し、過不足分の水道料金を3月分の水道料金で調整します。具体的な計算内容などは、以下の表と算定式を参照してください。

| 月    | 水道メーターの指針          | 使用水量実績          | 見積り水量での算定                                |        | 実際の使用水量での算定<br>(1月分から3月分は再算定)   |            |
|------|--------------------|-----------------|--|--------|---|------------|
|      |                    |                 | 水量                                       | 水道料金   | 水量  | 水道料金       |
| 10月分 | 1,235 <sup>m</sup> | 15 <sup>m</sup> | 直近3か月分の<br>平均使用水量は<br>「15 <sup>m</sup> 」 |        | 15 <sup>m</sup>   | 2,527円     |
| 11月分 | 1,249 <sup>m</sup> | 14 <sup>m</sup> |  |        | 14 <sup>m</sup>   | 2,431円     |
| 12月分 | 1,265 <sup>m</sup> | 16 <sup>m</sup> |  |        | 16 <sup>m</sup>   | 2,717円     |
| 1月分  | 検針できず              | -               | 見積り水量 15 <sup>m</sup>                    | 2,574円 | ② { (17 <sup>m</sup> ) (2,860円)<br>(16 <sup>m</sup> ) (2,717円)<br>(16 <sup>m</sup> ) (2,717円) |            |
| 2月分  | 検針できず              | -               | 見積り水量 15 <sup>m</sup>                    | 2,574円 |   |            |
| 3月分  | 1,314 <sup>m</sup> | -               |  |        |   |            |
| 合計   |                    |                 | 見積り水量 30 <sup>m</sup>                    | 5,148円 | ① (49 <sup>m</sup> )  | ③ (8,294円) |

3月分の水道料金の徴収額 ④ 3,146円

算定式は、  
こちら。



|   |                                   |   |                                    |   |   |
|---|-----------------------------------|---|------------------------------------|---|---|
| ① | 1,314 <sup>m</sup><br>(3月分メーター指針) | - | 1,265 <sup>m</sup><br>(12月分メーター指針) | = | 49 <sup>m</sup><br>(1月分～3月分の使用水量)   |
| ② | 49 <sup>m</sup><br>(1月分～3月分の使用水量) | ÷ | 3か月<br>(1月～3月分)                    | = | 16 <sup>m</sup> あまり1<br>(1月分～3月分の平均)<br><small>※あまり分は、古い月から1<sup>m</sup>ずつ加えます。</small> |
| ③ | 49 <sup>m</sup><br>(1月分～3月分の使用水量) | ⇒ | 8,294円<br>(3か月分の合計金額)              |   |   |
| ④ | 8,294円<br>(3か月分の合計金額)             | - | 5,148円<br>(1月～2月分徴収済額)             | = | 3,146円<br>(3月分水道料金徴収額)  |

※「メーター口径：20mm、用途：一般用」で算定しています。

※下水道使用料・農業集落排水施設使用料についても、同様の方法で精算・徴収します。

営業課 ☎ (017) 734-4281 ・ 上下水道課 ☎ (0172) 62-1143

## ◆ 道路漏水について ◆

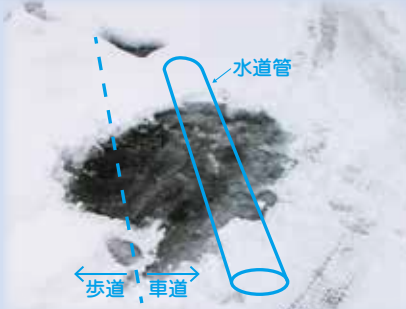
晴天なのに車道・歩道や水気がないところが濡れている、水たまりがあるなどの場合は、水道管から漏水している可能性があります。

また、冬期は一部だけ雪が溶けて水たまりになっているところがあれば漏水のおそれがあります。

発見された場合は、ご連絡をお願いします。



夏期漏水のイメージ写真



冬期漏水のイメージ写真

施設課管路維持チーム ☎ (017) 777-4255

## ◆ 水道水源の保護・保全を図るための活動を行っています ◆

### 水道水源保護区域での行為の規制

本市では水道水源を守るため「青森市横内川水道水源保護条例」及び「青森市水道水源保護指導要綱」により、横内川上流域など10区域を水道水源保護区域として指定しています。

この区域内で下記の行為を行う場合は、個人、事業者を問わず、全て届出が必要です（一部例外あり）。

#### 〔届出が必要な行為〕

- 汚水等の発生原因となる建築物やその他の工作物を設置する行為（建築物の改築、増築などを含む）
- 宅地造成、土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取、その他土地の形質を変更する行為
- さく井（井戸を掘ること）などの行為
- 水道水源に汚染等の影響を及ぼすおそれのある行為

#### 市内の水道水源保護区域

##### 青森市横内川水道水源保護条例による保護区域

- ◆ 横内浄水場水源保護区域
- ◆ 雲谷地区簡易水道水源保護区域

##### 青森市水道水源保護指導要綱による保護区域

- ◆ 堤川浄水場水源保護区域
- ◆ 原別配水所水源保護区域
- ◆ 天田内配水所水源保護区域
- ◆ 入内地区簡易水道水源保護区域
- ◆ 孫内地区簡易水道水源保護区域
- ◆ 岩渡地区簡易水道水源保護区域
- ◆ 細野・相沢地区簡易水道水源保護区域
- ◆ 王余魚沢地区簡易水道水源保護区域

各区域の詳細や届出が必要な具体的な行為については、上水道総務課財産チームにお問い合わせください。



上水道総務課財産チーム ☎ (017)734-4201

### 水源涵養保安林を守る取り組み

本市では水源涵養保安林の保全のため、植林地における下草刈りなどの保育管理や水源涵養保安林巡視員による巡回を行っています。



植林地の現状（平成4年度植林）



成長量調査（令和3年10月調査）

植林当時60センチメートルだった苗木が今年度の調査では13メートルを超えるところまで育っています。

※植林した樹木の成長量など詳しい内容は青森市水道事業ホームページに掲載しています。

## ◆ 堤川浄水場見学中止のお知らせ ◆

堤川浄水場では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、昨年度に引き続き、本年度も施設見学を中止しています。

施設見学の再開につきましては、青森市水道事業ホームページなどでお知らせします。

なお、水道部製作の「青森市水道事業紹介DVD」を希望する小学校に貸し出していますので、上水道総務課総務チームまでご連絡ください。

堤川浄水課浄水チーム ☎ (017)739-5242

上水道総務課総務チーム ☎ (017)734-4201



## ◆ 引越し（転入・転出）の手続きを忘れずに!! ◆

例年3月から4月は、転勤・進学などで引越し（転入・転出）が多くなります。

引越しに伴い「水道を新たに使用する」「水道の使用を終了する」際は、水道使用の手続きを忘れないようにお願いします。

基本料金は使用開始日・使用終了日によって日割り計算しますが、手続きをされないと日割り計算ができませんのでご注意ください。

### 転入時（使用開始）の手続き

入居先にある「水道使用開始申込書」に水道使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日などをご記入のうえ、投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は営業課又は上下水道課へご連絡ください。

また、転入の手続き後「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。

### 転出時（使用終了）の手続き

引越しの3～4日前までに営業課又は上下水道課へご連絡ください。

《ご連絡いただく事項》

水道使用者氏名・お客さま番号・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法など

営業課 ☎ (017)734-4281 ・ 上下水道課 ☎ (0172)62-1143

## お問い合わせ先一覧

| 項目     | お問い合わせの内容                        | 担当課チーム名                 | 電話番号          |
|--------|----------------------------------|-------------------------|---------------|
| 料金関係   | 水道の使用開始・終了など(転入・転出)              | 営業課各チーム<br>(検針・収納・業務管理) | (017)734-4281 |
|        | 料金の確認、支払い・相談<br>(口座振替・納付書払)      |                         | (017)734-4202 |
|        | ★浪岡地区については                       | 上下水道課水道チーム              | (0172)62-1143 |
| 給水装置関係 | 給水装置の新設・改造、水道加入金など               | 施設課給水装置チーム              | (017)774-1234 |
| 漏水関係   | 公道で水が漏れている場合など                   | 施設課管路維持チーム              | (017)777-4255 |
|        | 宅地内で水が漏れている場合など                  | 施設課給水装置チーム              | (017)774-1234 |
| 水源保全関係 | 横内川水道水源保護条例・水道水源保護指導要綱に関する事前協議など | 上水道総務課財産チーム             | (017)734-4201 |
| 水質関係   | 水の味、においが気になる場合など                 | 横内浄水課水質管理チーム            | (017)738-6507 |
|        | 水のごり、色が気になる場合など                  | 施設課給水装置チーム              | (017)774-1234 |
| 下水道関係  | 下水道使用料、農業集落排水施設使用料に関する事          | 下水道管理課<br>水洗化普及チーム      | (017)752-0029 |
|        | ★浪岡地区については                       | 上下水道課下水道チーム             | (0172)62-1159 |

青森市の水道に関する情報はホームページでもご覧いただけます。



青森市水道事業

検索

HPアドレス：

<https://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html>



QRコードからもアクセスできます！



「水道だより」についてのご意見や感想などは、青森市企業局水道部上水道総務課までお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号  
電話 (017) 734-4201 FAX (017) 774-4913  
E-Mail : josui-somu11@city.aomori.aomori.jp